

令和2年高島市教育委員会
第7回定例会議事日程

日 時 令和2年7月27日(月)
午前9時30分
場 所 高島市役所 新館3階 会議室

1. 教育長あいさつ
2. 令和2年第6回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事
 - 日程第1 議第59号 臨時代理につき承認を求めることについて
 - 日程第2 議第60号 臨時代理につき承認を求めることについて
 - 日程第3 議第61号 臨時代理につき承認を求めることについて
 - 日程第4 議第62号 臨時代理につき承認を求めることについて
 - 日程第5 議第63号 臨時代理につき承認を求めることについて
 - 日程第6 議第64号 令和2年度教育の重点の策定について
 - 日程第7 議第65号 高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱の廃止について
5. 協議事項
 - 協議第2号 高島市民生委員推薦会委員の選任について

6. 報告事項

報告第12号 高島市教育委員会点検評価委員の委嘱について

報告第13号 「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組について

報告第14号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

7. 今後の日程

令和2年第7回定例会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之
学校教育課長 村田 秀俊
学事施設課長 辻 信孝
学校給食課長 長瀬 千恵美

高島市役所 新館
3階 会議室

教育長	1
教育委員	4
説明員	11
事務局	2
合計	18

教育総務部長 田谷 伸雄
教育総務部次長 社会教育課長 饗庭 眞二
教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
教育総務課長 加藤 勝己
文化財課長 松田 邦幸

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉		図書館長 玉木 健史	市民スポーツ課長 竹井 正人
----------------------	----------------------	--	---------------	-------------------

事務局

傍 聴 席

入 口

議第59号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見照会のあった令和2年度高島市一般会計補正予算（第6号）案に対する意見の申出については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年7月9日に下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

意見 特になし

令和2年度7月補正予算（臨時）事業概要

【一般会計】

（単位：千円）

番号	部署	款	項	目	事業名	補正前	補正額	財 源 内 訳					補正の科目	補正後の額	事業概要		
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源					
16	学校教育課	10	教育費	01	教育総務費	02	事務局費						331	報酬 職員手当等	273 58	6,508	長期休業期間の短縮に対応するため、小中学校に配置している教育支援員の勤務時間を増やし、児童生徒への支援の充実を図ります。 教育支援員報酬 273千円 教育支援員期末手当 58千円
17	学校教育課	10	教育費	01	教育総務費	02	事務局費						1,345	報酬 職員手当等	1,141 204	21,125	長期休業期間の短縮に対応するため、小中学校に配置している教育支援員の勤務時間を増やし、児童生徒への支援の充実を図ります。 教育支援員報酬 1,141千円 教育支援員期末手当 204千円
18	学校教育課	10	教育費	01	教育総務費	02	事務局費						139	報酬 旅費	123 16	4,365	長期休業期間の短縮に対応するため、小中学校に配置している外国人児童生徒指導協力員の勤務時間を増やし、児童生徒への支援の充実を図ります。 外国人児童生徒指導協力員報酬 123千円 外国人児童生徒指導協力員交通費費用弁償 16千円
19	学校教育課	10	教育費	01	教育総務費	02	事務局費						1,347	報酬 職員手当等	863 484	19,258	長期休業期間の短縮に対応するため、小中学校に配置している臨時講師の勤務時間を増やし、児童生徒の学習活動の充実を図ります。 臨時講師報酬 863千円 臨時講師期末手当 484千円
20	学事施設課	10	教育費	02	小学校費	01	学校管理費						7,000	需用費	14,000	14,000	【新型コロナウイルス感染症感染予防対策】 国の学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業を活用し、小学校における新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品、換気用品等を購入します。 1,000千円×11校（児童数300人以下）＝11,000千円 1,500千円×2校（児童数301人以上）＝3,000千円
21	学事施設課	10	教育費	03	中学校費	01	学校管理費						3,000	需用費	6,000	6,000	【新型コロナウイルス感染症感染予防対策】 国の学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業を活用し、中学校における新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品、換気用品等を購入します。 1,000千円×6校（生徒数300人以下）＝6,000千円
合 計							23,162	10,000	0	0	0	13,162					

議第60号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年7月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成29年高島市教育委員会告示第22号）第4条の規定に基づき、次のとおり高島市地域学校協働活動推進員に委嘱する。

記

氏名	学校区	新任・再任
岩本 忠晴	今津中学校区	新任

任期：令和2年7月1日から令和4年3月31日まで

議第61号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市文化振興推進審議会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年7月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について

高島市文化振興推進審議会規則(平成28年高島市教育委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、次のとおり高島市文化振興推進審議会委員に委嘱する。

記

区分(分野)	氏名	所属等	新任・再任の別 (経験年数)
第1号委員	谷口 浩志	元びわこ学院短期大学部 教授	再任 (4)
第2号委員 (芸術文化)	海老澤 文代	アートネット高島 会長	再任 (4)
第2号委員 (芸術文化)	小多 譲仁	高島市美術協会 前会長	再任 (4)
第2号委員 (生活文化)	伊庭 盟代	高島市文化協会 副会長	再任 (4)
第2号委員 (伝統産業文化)	大西 明弘	有限会社 大興(近江手 造り和ろうそく)	再任 (2)
第2号委員 (景観観光)	山本 良信	・高島市重要文化的景観整 備活用委員会 副会長 ・高島市景観計画審議委員 ・高島市空家等対策協議会 委員	再任 (4)
第2号委員 (文化的資産)	三田村 治夫	安曇川古文書クラブ員	再任 (4)
第2号委員 (食文化)	西川 智子	滋賀県栄養士会 地域活 動栄養士	再任 (2)
第2号委員 (青少年分野)	藤澤 悟	高島市青少年育成市民会 議 副会長	新任
第2号委員 (地域文化・まちづくり)	平松 成美	NP0 法人絵本による街づ くりの会 理事長	新任

任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

議第62号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市公民館運営審議会委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年7月17日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

高島市立公民館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第120号）第6条の規定に基づき、次のとおり高島市公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

氏名	新・再任の別 (経験年数)	地域	所属等
こばやし ただのり 小林 忠伸	再任 (8)	今津	元中学校校長 滋賀県立大学非常勤講師

任期：令和2年7月17日から令和4年7月16日まで

議第63号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年7月20日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条および高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第1条の規定により委嘱する。

記

氏名	新・再任の別 (経験年数)	地域	所属等
<small>なかむら</small> 中村 <small>まなみ</small> 真奈美	新任	高島	地域学校協働活動推進員 元民生委員児童委員

任期：令和2年7月20日から令和4年7月19日まで

議第64号

令和2年度教育の重点の策定について

上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

令和2年度教育の重点の策定について

高島市教育大綱（平成28年3月策定）に基づき、高島の志の教育、つながり響き合う教育の実現に向けて、令和2年度において重点的に推進する施策を定める「令和2年度教育の重点」を別紙のとおり策定することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

高島の教育

令和2年度教育の重点



TV会議システムを活用した朝の会

動画共有サービスを活用した自作教材の配信

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、小中学校は3月から約3ヶ月間臨時休業となりました。また、社会教育施設も4月中旬から約1ヶ月間休館となりました。このような中、学校ではICT機器を活用した家庭学習を工夫して、子ども達の学びと育ちを支えました。

今後は、新型コロナウイルスの感染及びその拡大のリスクを低減しつつ、教育活動を継続し、市民の学びが保障できるよう努めていきます。

I 生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実

「生きる力」を育むことを基本理念に、生涯にわたって学び続け、充実した人生を送るための基礎づくりとして、保幼小中一貫教育を中心に乳幼児教育・学校教育の充実を図ります。

小中一貫教育を中核に据えた系統的・継続的な指導

■小中一貫教育の充実

市内全域で小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力と豊かな人間性、たくましい心身を育てます。

- *確かな学力を育む高島プログラムの推進
- *小学校での一部教科担任制の実施
- *高島市小中一貫教育標準カリキュラムの作成と実践
- *小中学校教員による合同授業研究会の開催

子どもの発達や学びの連続性を大切にするため、幼稚園・保育園・認定こども園との情報共有や交流を積極的に行い、一貫した教育を推進します。

- *中学校区を単位とした職員合同研修会の開催



合同授業（音楽科）

■外国語教育・道徳教育の推進

学習指導要領の改訂に伴う小学校外国語や道徳科の充実に向け、人の気持ちを受け止め、自分の思いを豊かに発信できるコミュニケーション力を育てます。



道徳科の授業

I C T を活用した学び方改革の推進

■I C T 機器の整備

児童生徒に個別・最適で効果的な学びや支援を行うため、学校のICT環境を整備します。

- *児童生徒1人1台のタブレット型PC端末の配備
- *タブレット型PC端末充電保管庫および無線LAN環境の整備

■I C T を活用した学び方改革

Society5.0を生きる子どもたちに、タブレット型PC端末や高速通信網などのICTを活用した学び方改革を進めます。

- *遠隔・オンライン教育の推進
- *プログラミング教育の推進
- *教員のICT活用研修の推進



タブレットを活用した授業

系統的・継続的なキャリア教育の推進

■キャリア教育

高島の未来を担う子どもたちに、「社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力」が身に付くよう、市内すべての小中学校と高等学校において、小中高をつなぐ体系的なキャリア教育を推進します。

- *「キャリアパスポート」の活用
- *小中高のキャリア教育担当者会議の開催



職場見学

地域の自然環境や社会資源を生かした教育活動を通して、地域に愛着をもち、地域に貢献する人材を育成します。

- *豊かな自然を生かした体験活動の実施
- *郷土の風土や歴史を学ぶ機会の設定
- *異年齢の交流活動
- *職場体験学習
- *マナー講座
- *企業見学
- *職場見学
- *先輩や職業人との対話



間伐体験

いじめ等の未然防止

■いじめの未然防止・早期発見・早期対応の推進

「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域が連携を深め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。

- *「高島市いじめ問題対策委員会」の開催
- *教職員を対象とした研修会等の開催

【各学校での取り組み】

- *基本的な倫理観、規範意識についての指導の充実
 - 命の大切さや物事の善悪の区別などを考えさせる機会を提供します。
 - 自らの行為について、自らが責任をもつという自己責任感を育てます。
- *生徒指導の機能を生かした学校教育活動の充実
 - 自ら学ぶことの喜びを味わえる授業づくりに努めます。
 - 日々の教育活動を通して、児童生徒相互の好ましい人間関係の形成を図ります。
- *各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づく未然防止の取り組みの推進
- *いじめ防止対策委員会の開催
- *「命を大切にする講演会」の開催
- *児童会や生徒会が主催するいじめ防止活動の推進
- *保護者や関係機関との連携の強化
- *スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携



いじめ防止講演会

地域とともにある学校づくりの推進

■コミュニティ・スクール

全ての小中学校に設置している学校運営協議会において、目指す目標を共有し、熟議を重ね、地域と学校が、一体となって児童生徒を育む体制の強化を図ります。



学校運営協議会

II 明るい地域をつくる社会教育の推進

市民が、生涯を通じて、いつでも・どこでも・自由に学び、その成果を発揮できる社会づくりを推進し、まちづくりの基礎となるひとづくりに取り組みます。

読書活動の推進

■^{うちどく}家読の推進

高島市子ども読書活動推進計画に基づき、読書環境を整えます。中でも、家族で本を読む「家族ふれあい読書（家読）」を推進します。



親子で読書

■市民の生涯学習に 대응する充実した図書館づくり

市内6図書館（室）が連携して、生涯学習支援と市民の生活課題の解決や、生きがいづくりに役立つ図書館運営に努めます。また、乳幼児から高齢者までの年齢層を対象にしたおはなし会等を開催します。

*おはなしサークルと連携したおはなし会の開催

*読書振興事業（ブッククラブ・地域史講座など）の実施



マキノ図書館おはなし会

■ブックスタート

絵本を通して、よりよい親子関係の構築と心豊かな子どもを育てることを目的として、4ヶ月児と1歳児を対象に実施します。



ブックスタート事業

家庭の教育力向上

■家庭教育に関する講座等の実施

家族・親子の間でも、お互いを思いやり「共に育つ」ことができるように、保護者を対象とした学習会や講座を開催します。

*共育学習会、子どもにどうかかわりあうか講座の開催



共育学習会

社会教育と学校教育の連携

■地域学校協働活動の推進

将来を担う子どもたちを地域みんなで育てることを目的に、地域学校協働活動を推進する中で、大人と子どもが共に学び合う取り組みを通して、学校を核とした地域コミュニティの活性化を図ります。

また、地域学校協働活動がより多くの地域住民や関係者の参加のもと、持続可能な活動として定着するよう取り組みます。



子どもの元気を地域へ



地域の力を学校へ

■各中学校区における取り組み

マキノ

地域と学校の連携・協働関係をさらに強め、地域学校協働活動と学校運営協議会の取り組みを一体的に推進します。

今津

地域学校協働本部の体制を整備し、幅広い地域住民による熟議を通して、地域づくりを目指した活動を推進します。

新旭

清水安三先生の「学而事人」をスローガンに、地域学校協働活動における中心的な役割を担っている3つの学校ボランティア組織の連携を強化し、持続可能な活動体制にします。

朽木

「学校づくりは地域づくり」の視点に立ち、自然体験や郷土学習を通して、地域課題の解決に向けた活動をさらに推進します。

安曇川

地域学校協働活動推進員を2名体制にして、活動をさらに充実するとともに、新たな人材を発掘し、ボランティアの組織化を推進します。

高島

ボランティア拠点「修身堂」(大溝藩の藩校名)をおき、活動を充実させるとともに、地域課題の解決に取り組む団体との交流を促進します。

Ⅲ 地域で育む青少年教育の推進

自立力と社会力をもった心豊かな高島の青少年を育む体制づくりを進めます。

自然体験活動や文化体験活動の推進

■子どもの体験活動支援と地域人材の育成

子どもの興味や関心、地域の豊かな環境を生かし、体験活動や文化活動を推進して自主性と社会性を培い、夢と希望をもって積極的に社会参加できる青少年を育成します。

また、体験活動サポーターの養成等、子どもの体験活動を支援する指導者を養成します。

＊体験活動サポーター養成講座の開催



サポーター
養成講座

地域全体で子どもを守り育てる体制の充実

■青少年育成市民会議等による子どもの健全育成

豊かな感性や創造性を育み、夢と希望をもって積極的に社会に関わる力をもった青少年を育成するため、高島市青少年育成市民会議・学区民会議を中心に、地域の子ども会やPTA等と連携して、青少年を地域で育むネットワークづくりを推進します。



よえもん道場

Ⅳ 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

貴重な文化財や伝統文化が多く存在する高島の特性を踏まえ、歴史・文化遺産を保存・継承するとともに、教育・観光等幅広い分野への活用を図ります。

文化財・重要文化的景観・日本遺産の保存・活用・継承

■文化財の保存・活用

国の名勝に指定されている朽木池の沢庭園の保存・活用・継承を図るため、庭園整備の実施設計を進めます。また、国史跡・清水山城館跡や3つの重要文化的景観（海津・西浜・知内の水辺景観、針江・霜降の水辺景観、大溝の水辺景観）において、地域住民と連携を図りながら、環境整備や見学者受入体制整備を進め、観光資源としての活用を図ります。

■「高島市文化財保存活用地域計画」の策定

これまでの文化財の調査や保存にかかる取り組みを踏まえ、文化財遺産の総合的な活用を推進するため、高島市文化財保存活用地域計画の策定に取り組みます。



大溝の水辺景観・
城下の街並み

V スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

「だれもが・いつでも・気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現をめざして」を基本理念とした「高島市スポーツ推進計画」を推進します。

スポーツ参加の促進

■豊かなスポーツライフの充実

スポーツ推進委員会を中心として、市民体力測定会を実施し、健康スポーツの指導・啓発に努めるとともに、健康づくりやスポーツに触れ合う機会を提供していきます。

また、子どもの運動習慣、体力向上を図るため、びわこ成蹊スポーツ大学が実施するキッズプログラムを支援し、幼児期のスポーツ体験の機会を提供していきます。

■国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて

滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を通して、市民のスポーツ参加の促進と障がい者のスポーツ活動を推進します。

この目的の達成に向けて、国民スポーツ大会開催準備室を設置し、市内で開催される競技の運営準備を進めます。

■スポーツ施設の整備

スポーツ振興と地域活性化を目的に、利用者の利便性の向上と施設の安全性の確保を図るため、老朽化した今津スタジアムの改修を行います。



今津スタジアム



大会マスコットキャラクター

VI 教育環境の充実・向上

子どもたちにとってよりよい環境を整備するとともに、安全で快適な学習環境の実現を図ります。

学校施設の老朽化対策

■学校教育施設の整備

老朽化した学校を全面的に改造し、児童生徒の学習環境を整備するため、学校施設の大規模改造事業を計画的に実施します。

*新旭北小学校大規模改造事業（改修工事）



新旭北小学校 校舎



令和2年7月発行

編集 高島市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 ホームページ <http://www.city.takashima.lg.jp>

TEL:0740(25)8558 FAX:0740(25)8145

議第65号

高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱を廃止する告示案
上記の議案を提出する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱を廃止する告示

高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱（平成28年高島市教育委員会告示第8号）は、告示の日に廃止する。



協議第2号

高社第140号
令和2年7月17日



高島市教育委員会
教育長 上原 重治 様

高島市長 福井 正明



高島市民生委員推薦会委員の選任について（依頼）

本年9月30日をもちまして、高島市民生委員推薦会委員の任期が満了となります。
つきましては、民生委員法（昭和23年法律第198号）第8条第2項に規定する
高島市民生委員推薦会委員として、教育委員から1名選任していただきますようよろ
しく申し上げます。

記

現在の委員 三矢 艶子 委員
現在の任期 H29.10.1～R2.9.30

健康福祉部 社会福祉課
担当：村上（内線 152）

報告第12号

高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱（平成27年高島市教育委員会告示第10号）第3条の規定に基づき、次のとおり高島市教育委員会事務点検評価委員に委嘱したので報告する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

氏名	分野	備考
日置 喜嗣	学校教育	委嘱
嶋崎 ひな子	社会教育	委嘱（再任）
竹脇 一美	全体	委嘱（再任）

任期：令和2年6月1日から事務の点検および評価が完了する日まで

報告第13号

「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組について

「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組～学校における新型コロナウイルス感染症対策～を作成したので報告する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組

～学校における新型コロナウイルス感染症対策～

令和2年7月15日 高島市教育委員会

市内小中学校では、6月1日(月)から、感染症対策を講じながらの教育活動が推進され、1ヶ月半が経とうとしています。

この間、文部科学省からは「学校の新しい生活様式」が、また、県教育委員会からは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」が示されました。

高島市立小中学校においては、今後、文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、本『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととします。なお、現時点での感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の状況等により、適宜変更することとします。

1 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命、家族、大切な人、社会を守ることにつながる。したがって、学校に関わるものすべてが基本的な感染症対策を徹底し、「新しい生活様式」に、移行することが不可欠である。

学校では特に以下の基本的な感染症対策を徹底する必要がある。

- ①家庭と連携した健康観察の徹底
- ②正しい手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策
- ③感染リスクが高い3つの条件（3つの密）が同時に重なることの回避
・密閉 ・密集 ・密接 「ゼロ密を目指す」
- ④学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備
- ⑤体調不良者への対応計画、連絡体制の確認
- ⑥感染を正しく理解するための指導と差別・いじめ等への配慮・注意

(1) 児童生徒への指導

【体調管理の徹底】

感染症を予防するためには、疾病に対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにする。

児童生徒に発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、症状がなくなるまで、自宅で休養するように指導する。また、この場合は、症状がなく

なるまで出席停止とする。

*感染症サーベイランスシステム上は「新型コロナウイルス感染症（疑い）」として入力する。

【健康観察について】

- ・風邪症状等ないか家庭と連携した健康観察を実施する。
毎夜就寝時と朝起床時に検温するよう指導し、平熱を把握する。健康観察票は学校でも確認・保管（1か月分）し、児童生徒の体調管理をより一層の徹底を図る。
- ・登校前に検温していない児童生徒は、学校で検温し記録する。

【登校後体調不良を申し出た児童生徒】

- ・児童生徒が体調不良時に、ためらうことなく申し出ることが可能な環境づくりが必要である。
- ・登校後、体調不良を訴えた児童生徒の発熱等の風邪症状が続く場合は、かかりつけ医または帰国者・接触者相談センターに相談するように指導する。

（2）感染症対策

【手洗い】

- ・登校したら、まず手洗いを行うように指導する。
- ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。手洗いは石けんを使ってていねいに行い、手を拭くタオルやハンカチ等は個人もちとし、共用しない。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであるため、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

【マスクの着用】

- ・くしゃみ等による飛沫を飛ばさないため、児童生徒および教員はマスクをする。
- ・咳エチケットの指導を徹底し、マスクを着用していない場面では、ティッシュ、ハンカチ、袖で口や鼻を覆うなど、飛沫を飛ばさないようにする。



・各自が必要な持ち物

清潔なハンカチ ・ ティッシュ ・ マスク

マスクを置いたり持ち運んだりするための布またはビニール袋

【教室の換気】

- ・ 基本的には、気候上可能な限り常時換気を行う。
(可能ならば2方向の窓を開ける)
- ・ エアコン使用時にも換気を継続する。

【教室等の衛生管理】

- ・ 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、机など）や共用物は1日に1回程度、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄する。
(児童生徒による清掃が可能である)
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないよう注意する。
- ・ 換気を十分に行う。

【参考】消毒について

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにするが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導する。

消毒を行うに当たっては、学事施設課および市防災課、各支所より提供する消毒液等を使用する。

なお、今後は学事施設課から各学校に配付または納入する予定である。

2 新型コロナウイルスを踏まえた熱中症対策について

今年の夏は、新型コロナウイルス感染症対策が必要となり、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや3密(密閉・密集・密接)を避ける等の『新しい生活様式』を取り入れながら、熱中症予防に努める。

『新しい生活様式』の中での熱中症予防

① 暑さを避けることについて

- ・換気をしながらエアコンを使用するので、常に室内が涼しくなるようにエアコンの温度設定をこまめに調整する。
- ・直接日差しを浴びるのを防ぐため、校外の活動では、帽子などを着用させる。登下校時に傘を差すことも推奨する。

② マスクの着用について

熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対策を優先させる。

- ・学校生活において、飛沫を飛ばさないよう、基本的に常時マスクを着用させることが望ましいが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外させる。(臨機応変に対応する)
- ・マスクを外させる場合は、児童生徒間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をする。
- ・登下校時には、人と十分な距離が確保できる場合は、マスクを着用しなくてもよい。なお、バスを利用する場合は、マスクを着用する。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は不要とするが、児童生徒の間隔を十分に確保する。

③ 水分補給について

- ・マスクの着用により、のどの渇きを感じにくくなる。そのため、児童生徒には、のどが渇く前の水分補給をこまめにさせる。
- ・校内放送等を利用して、休み時間や登下校中にも適宜水分補給や休憩の意識をさせる。

④ 日頃からの健康管理について

- ・毎日の体温測定や健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症予防にも有効であり、体調が悪いときには無理をさせない。

- ・熱中症予防に関しては、十分な睡眠をとることや朝食の摂取も含めて、日頃から児童生徒ならびに保護者に注意喚起を行う。

⑤ 暑さに備えた体力づくりについて

- ・外出自粛等のため、運動・外出の機会が減っており、身体が暑さに慣れていないことに配慮し、児童生徒の健康状態については常に把握に努める。
- ・徐々に暑さに慣れさせていく。ただし、児童生徒の見守りを行い、こまめに水分補給をさせ、適宜、休憩をとらせる。

◆暑さ指数(WBGT)が31℃を超えたとき(危険)

【学校生活】

- ・授業開始前(エアコンの効いた室内の活動であっても)健康観察を徹底する。
- ・休み時間は、エアコンの効いた室内で過ごす。(外遊びは禁止)
- ・下校時は、必ず集団下校を行う。可能な限り暑さの対策をし、速やかに下校するよう指導する。(教職員等による見守りを必ず行うこと)
- ・室外やエアコンのない室内での活動は原則禁止とする。
- ・体育の授業は禁止とする。(保健の学習は可)
- ・始業式や終業式等、集会を体育館で行うことは禁止とする。(Zoom等を活用する)

【部活動】

- ・活動禁止(エアコンの効いた室内での活動は可)
- ・開始前、終了時の健康観察(必ず直接指導を行う)

◆暑さ指数(WBGT)が28℃から31℃未満のとき(嚴重警戒)

【学校生活】

- ・授業開始前(エアコンの効いた室内の活動であっても)健康観察をする。
- ・体育の授業は、こまめに水分補給をさせながら行う。
- ・1時間ごとに給水確認を行う。
- ・下校時は、必ず集団下校を行う。

【部活動】

- ・部活動開始前、終了時の健康観察をする。(必ず直接指導を行うこと)
- ・各種目の技術練習のみ行う。(トレーニングは不可)
- ・屋外、屋内の活動を問わず、30分に1回は休憩の時間を設ける。
- ・顧問の確認のもと、こまめな水分補給を必ず行わせる。
- ・活動人数と生徒の状態は常に把握しておく。

3 新型コロナウイルス感染症の感染発生時の対応について

1 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒や教職員に感染者等が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるので、学校へは、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡をする。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うため、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に、学校は協力する。

②感染者や濃厚接触者等への対応

児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。なお、出席停止の措置をとる場合は、「3 児童生徒の出席停止の考え方【1】【2】」によるものとする。

また、教職員の感染が判明した場合又は教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、「4 教職員の出勤停止の考え方【1】【2】」により、出勤停止とする。

③校舎内の消毒

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所等の指示に基づき消毒を行う。

(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となる場合には

他の者との接触を可能な限り避けるため、別室で待機させるなどの配慮を行う。
教職員についても同様とする。

2 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。

これにとどまらず、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合である。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とする。

このような判断は、次の事項を考慮して検討することとする。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なる。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高い。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まる。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。

(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生している場合においては、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合がある。

なお、臨時休業を行う場合であっても、状況に応じて、児童生徒の学びを保障する観点から分散登校等による任意の登校日を設ける。

3 児童生徒の出席停止の考え方

【1】	本人が感染	出席停止(入院または自宅療養により、治癒するまで)	
		在籍学級	保健所と相談し、学校医とも連携し、学級閉鎖の判断をする。
		学校	保健所と相談し、学校医とも連携し、当該児童生徒の学校内における態様や地域の感染拡大の状況を確認し、臨時休業の必要性を決定する。
【2】	本人が濃厚接触	出席停止(感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間程度)	<input type="radio"/> PCR検査で陽性 ⇒【1】により対応 <input type="radio"/> PCR検査で陰性 ⇒指示期間終了後登校
【3】	同居家族が濃厚接触	本人登校可能	濃厚接触者に当たらないため登校できる。 しかし、感染の可能性が高まっていると保護者からの申し出等により合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。 <input type="radio"/> 家族がPCR検査で陽性 ⇒【2】により対応 <input type="radio"/> 家族がPCR検査で陰性 ⇒登校
【4】	本人に発熱等の風邪症状等がある	出席停止 ⇒高熱や呼吸器症状が続く場合は、かかりつけ医または帰国者・接触者センターに相談 感染がまん延している場合は、同居家族に発熱等の風邪症状が見られるときにも、出席停止 ⇒症状が快癒 ⇒ 登校可能	
【5】	家族の職場に濃厚接触者がいた場合	通常登校 家族が濃厚接触者となった場合 ⇒【3】により対応	
【6】	保護者から感染不安等で学校を休ませたいと相談された場合	欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。 同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合など、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として扱うこと。	
【7】	海外から帰国した児童生徒	14日以内に海外(全ての国・地域)から帰国した児童生徒については、検疫所長の指定する場所(自宅等)で14日間待機していることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させてよい。 帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒については、検疫におけるPCR検査の結果が陰性かつ自宅等で14日間待機していることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させてよい。 【一時帰国の体験入学については受け入れを行わない】	

4 教職員等の出勤停止の考え方

【1】	新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合	職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防法に基づく措置入院の対象とされることから、特別休暇（感染症予防法による交通遮断等）を取得 ○保健所の指示に基づき、指定された医療機関において完治するまで治療すること
		同一校に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ○職員本人に対して保健所から濃厚接触者に該当する旨、 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡があった場合 ⇒【2】により対応すること ・連絡がない場合 ⇒通常どおり勤務すること ※風邪の症状等が見られる場合は、かかりつけ医または帰国者・接触者相談センターへの相談を行うこと (なお、管理職は、職員の健康状態を適宜確認すること)
		勤務場所等	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所の指示に基づき、消毒を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所：勤務場所 (机、電話機、事務機、ドアノブ等) ・方法：アルコールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り
【2】	職員本人が濃厚接触者に指定された場合 同僚職員や家族等が感染し、保健所から濃厚接触者として連絡があった場合	職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ○特別休暇（不可抗力の事故の場合）を取得 ○保健所の指示により検査を受け、その検査結果が <ul style="list-style-type: none"> ・「陰性」の場合 ⇒保健所の指示により行動すること (通常、約2週間の健康観察) ・「陽性」の場合 ⇒【1】により対応すること
【3】	家族等が濃厚接触者に指定された場合 同居する家族や同僚等が保健所から濃厚接触者として連絡があった場合	職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ○職員本人に対して保健所から濃厚接触者に該当する旨、 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡があった場合 ⇒【2】により対応すること ・連絡がない場合 ⇒通常どおり勤務すること ※風邪の症状等が見られる場合は、かかりつけ医または帰国者・接触者相談センターへ相談を行うこと

※感染した職員は、感染の事実や治療期間、行動歴等を校長へ電話等により報告すること。

※濃厚接触者に該当する職員は、その事実や健康観察期間等、保健所等からの指示事項を校長へ電話等で報告すること。

※校長は、教職員や児童生徒の健康観察票等を2週間程度遡って整理し、勤務態様や健康状態の把握をすること。

※校長は、所属校の職員が、上記により休暇を取得した場合については、継続すべき通常業務、実施すべき対応業務、中止、延期もしくは縮小等の対象となる業務を明確にした上で、必要な業務が継続実施できるよう応援体制を構築すること。

※上記【1】、【2】、【3】に該当しない場合においても、感染拡大防止の観点から「新型コロナウイルス感染症の対策に伴う教職員の勤務期間の割振り」(高教委学教第183号)を積極的に活用すること。

※市費の会計年度任用職員についても上記の考え方に基づくが、勤務態様は市の任用規則に則る。

報告第14号

高島市教育委員会事務局職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づく事務局職員の人事について、令和2年7月22日に教育長の専決処分事項の指定第1項の規定に基づき、下記のとおり教育長が専決したので報告する。

令和2年7月27日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

令和2年8月1日付け人事異動

<出向>

職階	旧所属名	職名	氏名	新所属名	職名
技能労務職	マキノ学校給食センター	調理師	川島 実代	今津学校給食センター	調理師
技能労務職	マキノ学校給食センター	調理師	遠藤 由佳里	今津学校給食センター	調理師